

はじめに

社会生活基本調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく指定統計調査（第 114 号）で国民の生活時間の配分及び自由時間における主な活動（「スポーツ」、「学習・研究」、「社会的活動」、「趣味・娯楽」、「旅行・行楽」）について調査し、国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としています。

この資料は、平成 8 年の調査結果から三重県に關係する主なものを取りまとめたものです。

この資料が、関係者の方々をはじめ広く一般に利用され、行政諸施策の推進の基礎資料として、各分野でご活用いただければ幸いです。

最後に、社会生活基本調査の実施にご協力を賜りました市町村、調査員、記入世帯の方々に対し、厚くお礼申し上げます。

平成 10 年 3 月

三重県生活文化部統計課